

民生教育常任委員会会議録

- 1 日 時 令和8年6月18日（木）
午後1時～午後1時19分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 吉田 良 副委員長 寺嶋 雅子
委員 佐藤さやか 委員 笹森 波
委員 千葉 栄幸 委員 菊地 忍
委員 山田龍太郎
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のため 健康福祉部長 中山 聖子
出席をした 健康福祉部次長兼 西坂 路子
者の職氏名 こども支援課長
保険年金課長 太田 英男
健康福祉部企画員兼 渡邊 幸恵
こども支援課長補佐
保険年金課長補佐 加藤 勤
こども支援課主幹兼 齋藤 寛樹
子育て支援係長
保険年金課主幹兼 小林 亜沙美
国民健康保険係長
- 6 事務局職員 次長兼議会総務係長 川上 真理子
主幹兼議事調査係長 佐藤 優太
主 事 加藤 咲季

7 付 議 事 件

- (1) 議案第59号 名取市平成23年東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第60号 名取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

午後 1 時 開会

○委員長（吉田 良） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから民生教育常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、健康福祉部長及び担当課長等の出席を求めていますので、報告いたします。

次に、本日の会議に係る一切の資料をお手元に配付しておきましたので御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

議案第59号 名取市平成23年東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。笹森 波委員。

○委員（笹森 波） 条例全体についてお聞きしたいと思います。毎年少しずつ条例改正されていますが、今回の条例改正に当たって対象者の世帯数を教えていただきたいと思います。

○委員長（吉田 良） 答弁、国民健康保険係長。

○保険年金課国民健康保険係長（小林亜沙美） 今回の減免対象世帯数は8世帯となります。対象世帯数は令和8年3月31日時点のものになります。

○委員長（吉田 良） 笹森 波委員。

○委員（笹森 波） 対象世帯は8世帯ということですが、影響額はどのくらいになるのか教えていただきたいと思います。

○委員長（吉田 良） 答弁、国民健康保険係長。

○保険年金課国民健康保険係長（小林亜沙美） 影響額は約107万円と捉えております。こちらは、令和7年度の所得を用いて、令和8年度の税率を適用させて算出したものになります。

○委員長（吉田 良） ほかにありませんか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 対象世帯は8世帯ということでしたが、これまで何度か延長されてきており、令和8年度で全て終わるなどの見通しが国から示されているのか伺います。

○委員長（吉田 良） 答弁、国民健康保険係長。

○保険年金課国民健康保険係長（小林亜沙美） 国からの通知や公表されているリーフレットによると、対象地域の国民健康保険税減免や一部負担金免除の見直しは令和16年度までと示されております。

○委員長（吉田 良） 菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） そうすると、資料その2でいうと④基準所得合算額600万円以下の2分の1減免のみが残っているように見えますが、それがずれて令和16年度まで続くということでしょうか。

○委員長（吉田 良） 答弁、国民健康保険係長。

○保険年金課国民健康保険係長（小林亜沙美） 資料その2の④基準所得合算額600万円以下の2分の1減免が続くというわけではなく、そのほかにも、令和元年度や令和4年度、令和5年度に解除された地域があり、その部分について、令和16年度をもって終了ということが今示されているところです。

○委員長（吉田 良） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（太田英男） 補足説明ということで付け加えさせていただきますが、いまだに帰還困難区域となっているところがあります。そちらの方については、引き続き戻れないという状況がありますので、減免が続くということです。

先ほどの令和16年度というのは、⑦までの解除された区域の部分を示しており、帰還困難区域については、それが解除されるまで減免は継続されるということで現在捉えております。

財政支援についても、あくまで国の方で延長されたということをもって判断するというので、各年度で対応することを考えております。

○委員長（吉田 良） ほかにありませんか。笹森 波委員。

○委員（笹森 波） 今回の条例改正に当たっての周知はどのようにする予定になっているのか教えていただきたいと思います。

○委員長（吉田 良） 答弁、国民健康保険係長。

○保険年金課国民健康保険係長（小林亜沙美） 令和7年度に引き続き、令和8年度も対象になる被保険者の方には6月下旬に減免申請の案内を送付する予定となっております。

また、新規国保加入者については、加入手続きの際に対象であるかを確認し、減免申請の案内をするようになります。

その他、ホームページを活用して周知を図りたいと考えております。

○委員長（吉田 良） 笹森 波委員。

○委員（笹森 波） 震災から15年がたち、生活再建している方もいればまだしていない方もいるかと思いますが、納税相談に来た場合にはどのような対応をする予定になっているのか教えていただきたいと思います。

○委員長（吉田 良） 答弁、国民健康保険係長。

○保険年金課国民健康保険係長（小林亜沙美） 被災された方であれば、全額減免もしくは2分の1減免ということで、特にそれを払えないという納税相談を受けたことは、窓口ではありませんでした。

○委員長（吉田 良） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（太田英男） 補足説明ということで付け加えさせていただきますが、仮に今まで減免対象だった方が今年度から減免対象ではなくなったために納付困難になった場合は、税務課と連携を取り、納付計画、分割納付というところを含めて対応し、周知についても調整していきたいと思っております。

○委員長（吉田 良） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田 良） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田 良） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第59号 名取市平成23年東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（吉田 良） 起立全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号 名取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。寺嶋雅子委員。

○委員（寺嶋雅子） 条例全体のお話ですが、この改正によって該当になる施設が市内に何件あるのかお伺いします。

○委員長（吉田 良） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（齋藤寛樹） 今回の対象となる市内の施設は、全部で9施設です。内訳としては、小規模保育事業所A型が6施設、同じく小規模保育事業所B型が1施設、小規模事業所内保育事業所が2施設となります。

○委員長（吉田 良） 寺嶋雅子委員。

○委員（寺嶋雅子） この中で、特定理学療法士等を雇用する予定があるのかお伺いします。

○委員長（吉田 良） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（齋藤寛樹） こちらの施設の中で、現在特定理学療法士等を予定している施設の話はないところです。

○委員長（吉田 良） ほかにありませんか。佐藤さやか委員。

○委員（佐藤さやか） 全体に関してお伺いします。本会議の答弁の中でも、専門職がその専門性を生かせる環境づくりを促していくというような内容もありましたが、実際運営するに当たって、この条文の中には専門職が保育を行う場合は保育士による支援を受けることができる体制の確保という内容もありますが、こういった形で行うことを想定されていますか。

人手不足というところでこういった条例改正も必要だと思う中で、専門職で入った方が保育を行うに当たっての支援体制等をお伺いします。

○委員長（吉田 良） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（齋藤寛樹） 支援体制としては、配置基準上で、例えばゼロ歳児のお子さん3名に対して保育士が1名つくことになりますが、3名以上のお子さんがいて保育士を2名置く際に特定理学療法士等と保育

士を同時に配置することが想定されております。

また、小規模保育事業所等においては、配置人数プラス1名を必ず置かなければならないことになっておりまして、フリーとなっている保育士のフォローも含むものと考えているところです。

○委員長（吉田 良） 佐藤さやか委員。

○委員（佐藤さやか） その配置体制と、専門職で入った方への保育に関する研修は検討されているのでしょうか。

○委員長（吉田 良） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（齋藤寛樹） 保育所の運営に当たっては、各保育所に、まず研修等で保育士の資質を上げることに关してはお願いをしているところです。

また、特定理学療法士等の設置に当たっては、子育て支援員の研修を事前に受けた上で配置していただくような形です。

○委員長（吉田 良） ほかにありませんか。山田龍太郎委員。

○委員（山田龍太郎） 理学療法士の資質については保育士とは全く違うものだと思います。保育士の方と協力して仕事をしていくことであろうと思いますが、先ほどの答弁では、研修を受けてから仕事をしてもらうということでした。研修は1、2回受けただけでは身につかないと思いますが、研修の体制はどのようなになるのか教えてください。

○委員長（吉田 良） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（齋藤寛樹） 保育士とみなすことができる職種、理学療法士等に関しては、配置するに当たって子育てに関する知識及び経験を有することが必要とされており、その必要経験を有することの条件として、県で行っている子育て支援員の研修というものがあります。そちらに関しては、共通の部分で8時間の講習を受けた後に、また実地の方でも、計16時間、2日間の現場での研修というのを含んだ研修となっており、そちらを行うことで子育て支援員の研修を修了したとみなされますので、それをもって保育士の資質を得られるものと考えているところです。

○委員長（吉田 良） 山田龍太郎委員。

○委員（山田龍太郎） 資料にも、支援体制を確保しなければならない旨を新

設と書いてあります。初めてのことですし、やりながらということでしょうね。

もう一つ、施設の届出の期限や更新手続きはどのようになっているのかお聞かせください。

○委員長（吉田 良） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（齋藤寛樹） 配置に関しては年2回ほど職員の名簿を提出いただいております、また年1回指導監査を行う際に配置の状況等の確認をしております。

また、認可等に関しては特定期限の定めはありませんので、こちらから伺った際に内容を確認するものと考えております。

○委員長（吉田 良） 寺嶋雅子委員。

○委員（寺嶋雅子） この条例が活用されることによって、障がい児の対応という点で大変よいものがあるのではないかと考えておりますが、障がい児支援として、市としてはどのような効果を見込んでいるのか期待されていることをお伺いします。

○委員長（吉田 良） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（齋藤寛樹） 保育所の現状として、なかなか小規模の保育所ではあまりいないのですが、大きな保育所に関しては障害を持ったお子さんは一定数いるところです。その特性に応じた対応が、今回の配置によってできるものと期待をしております。

○委員長（吉田 良） 寺嶋雅子委員。

○委員（寺嶋雅子） では、小規模家庭的保育事業等の事業所に対して、児童発達支援センターや保健センターなどと連携をどのようにとっていくのかお伺いします。

○委員長（吉田 良） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（齋藤寛樹） 現在も保育の現場において児童発達支援センター等とともに利用いただいている状況もあります。今後ともそこで受けているサービス等はお互いに共有しながら保育の方につなげていただければと考えております。

○委員長（吉田 良） ほかにありませんか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 今回の制度改正を受けて、すでに国のほうで決まったこ

となのでおそらく各保育所も理解していると思いますが、小規模保育所であっても理学療法士等がいたほうが保護者にとって身近に相談できるなどのメリットはたくさんあると思うので、ぜひ採用してほしいなど、本市としての考えを示す考えがあるかどうか伺います。

○委員長（吉田 良） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（齋藤寛樹） 市役所に各園長を招いての会議の場がありますので、そちらでの周知をしたいと考えているものと併せて、先ほどもお話ししましたが、各施設に年1回以上監査ということで訪問する機会もありますので、そういった機会を捉えてお話をしていきたいと思います。

○委員長（吉田 良） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田 良） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田 良） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第60号 名取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（吉田 良） 起立全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第59号及び議案第60号の2か件に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田 良） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成につきましては委員長に一任することに決しました。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。
大変お疲れさまでした。

午後 1 時 1 9 分 散会

令和 8 年 6 月 1 8 日

民生教育常任委員会

委員長 吉田 良